



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

東京都港区西新橋一丁目 10 番 2 号
グランド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社
代表取締役 佐藤 明彦
(コード番号：8783)
問い合わせ先 取締役 松浦 一博
電話 03 - 5532 - 1031

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 5 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の事業規模の拡大などに備え、発行可能株式総数を増加させるものであります（変更案第 5 条）。
- (2) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 17 年 7 月 26 日に公布され、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - 株券発行会社である旨の規定を新設するものであります（変更案第 6 条）。
 - 現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することになるため、所要の変更を行うものであります（変更案第 8 条）。
 - 定款の定めにより株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供が認められたことに伴い、当該規定を新設するものであります（変更案第 12 条）。
 - 取締役会を置く旨の規定を新設するものであります（変更案第 18 条）。
 - 定款の定めにより取締役会における書面決議が認められたことに伴い、当該規定を新設するものであります（変更案第 22 条）。
 - 監査役を置く旨の規定を新設するものであります（変更案第 26 条）。
- (3) その他、上記の変更に伴い条数の変更を行うとともに、会社法が施行されたこと等に伴い、会社法の条文や文言に合わせる等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日
定款一部変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日

以上

(変更箇所は下線部分であります)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 1. ~ 7. (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、次のとおりとする。 <u>発行する株式の総数 50,000 株</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日) 第 6 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第 7 条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 8 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿の記載、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 1. ~ 7. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000 株</u>とする。</p> <p>(株券の発行) 第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(基準日) 第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)に記載または記録された議決権を有する株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主</u>とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式、新株予約権及び端株に関する事務は、これを<u>株主名簿管理人</u>に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第 9 条 当社の株式、<u>新株予約権及び端株</u>に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 9 条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 11 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が主席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 12 条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 13 条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 10 条 当社の定時株主総会は、<u>毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 12 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 14 条 当社の取締役は 5 名以内とする。 (取締役の選任方法) 第 15 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 16 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(現行定款第 21 条を改定)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 17 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 18 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 15 条 当社の取締役は、5 名以内とする。 (取締役の選任方法) 第 16 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 17 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の設置) 第 18 条 当社は、取締役会を置く。 (代表取締役及び役付取締役) 第 19 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 19 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 20 条 <u>取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載し出席取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 22 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 23 条 <u>取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(変更案第 19 条へ移設)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 25 条 <u>当社の監査役は 3 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 26 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p>
<p>(新設)</p> <p>(監査役の設置)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、監査役を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 27 条 <u>当社の監査役は、3 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査役の設置)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、監査役を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 27 条 <u>当社の監査役は、3 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任監査役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 28 条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 30 条 当社の営業年度は、<u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、毎営業年度末を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 31 条 当社の利益配当金は、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 32 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 33 条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時まで</u>とする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 32 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 33 条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 34 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間等)</p> <p>第 35 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>

以上